大阪産(もん)名品新規募集についてよくある質問（Ｑ＆Ａ）

Ｑ１．一年に認証される商品数は決まっていますか？

Ａ１．認証商品数に決まりはありません。

Ｑ２．複数の商品を申請したいのですが、どうすればいいですか？

Ａ２．一年につき一商品のみしか申請できません。例えばＡとＢという二つの商品で申請したい場合は、令和６年度にＡを申請、令和７年度にＢを申請ということになります。

Ｑ３．販売はしていませんが店舗で５年以上前から使用しているものをこれから商品化します。この商品を申請することはできますか？

Ａ３．申請できません。商品として製造販売されてから５年以上が要件となります。

Ｑ４．大阪産(もん)を使っていないと申請できないですか？

Ａ４．申請できます。大阪産(もん)の使用は問いません。ただし、大阪産(もん)の使用は加点対象となります。

Ｑ５．商品は1970年からありますが、製造開始年を証明できるのは1980年のものしかありません。この場合、申請書に記入できる製造開始年は1980年になりますか？

Ａ５．お見込みのとおりです。申請書５－（１）製造開始年には客観的に証明できる製造開始年をご記入ください。

Ｑ６．製造開始年の証明として雑誌に掲載されたものを提出しても大丈夫ですか？

Ａ６．正確に申請商品を確認できるのなら問題ありません。雑誌の場合は併せて発行年月日が分かるものも提出してください。

　　　※第三者が掲載・発信しているＳＮＳやブログ等でも製造年月日を証明できる場合があります。

Ｑ７．正確な販売量と販売額が分かりません。

Ｑ７．概算をご記入ください。ただし、可能な限り正確な数値をご記入いただくようお願いします。

Ｑ８．ＳＤＧｓの部分の書き方が分かりません。

Ａ８．記入例を参考に、該当する項目について、取り組みを事業者と商品で区別してご記入ください。

　　　（参考ＵＲＬ）<https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/31737/>

Ｑ９．以前、申請して認証されなかった商品を、もう一度申請することはできますか？

Ａ９．可能です。一次審査は書面による審査ですので、より商品の魅力が伝わるように申請書内容を工夫していただければと思います。